ンジまで並びに一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない））の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b)　名古屋発着型の出発及び到着エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまで並びに第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで並びに東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで及び東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから山県インターチェンジまでの区間。

(c)　周遊エリア

上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで、長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまで、中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから中津川インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱ヲを次のとおり改める。

ヲ　千葉ぐるっとパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ニ)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
２日間	3,400円	4,200円

(ハ)　実施する期間

令和７年４月１日から令和９年４月１日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ)　適用区間

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに京葉道路の幕張インターチェンジから千葉南ジャンクションまで並びに首都圏中央連絡自動車道の神崎インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱ワを次のとおり改める。

ワ　南房総セット型汎用プラン

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ニ)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
２日間	1,400円	1,800円

(ハ)　実施する期間

令和７年４月１日から令和９年４月１日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ)　適用区間

館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の木更津ジャンクションから茂原長柄スマートインターチェンジまでの区間並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱カを次のとおり改める。

カ　新潟観光ドライブパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「新潟・北信濃・会津周遊型」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(c)に定めるＡ区間若しくはＢ区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「発着周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。